

研究成果展開事業
社会還元加速プログラム
(SCORE)

Program of Start-up incubation from COre REsearch

大学推進型

2020 年度 公募要領

公募期間

2020 年 3 月 31 日 (火) ~ 6 月 25 日 (木) 12 : 00



産学連携展開部 START 事業グループ

2020 年 3 月

本公募は審査を早期に進め、活動をできるだけ早く円滑に開始できるようにするため、2020年度予算成立前に始めるものです。予算成立状況等に応じて、スケジュール・採択機関数・金額など、公募内容に大きな変更・調整などが生じる可能性があることをあらかじめご了承ください。

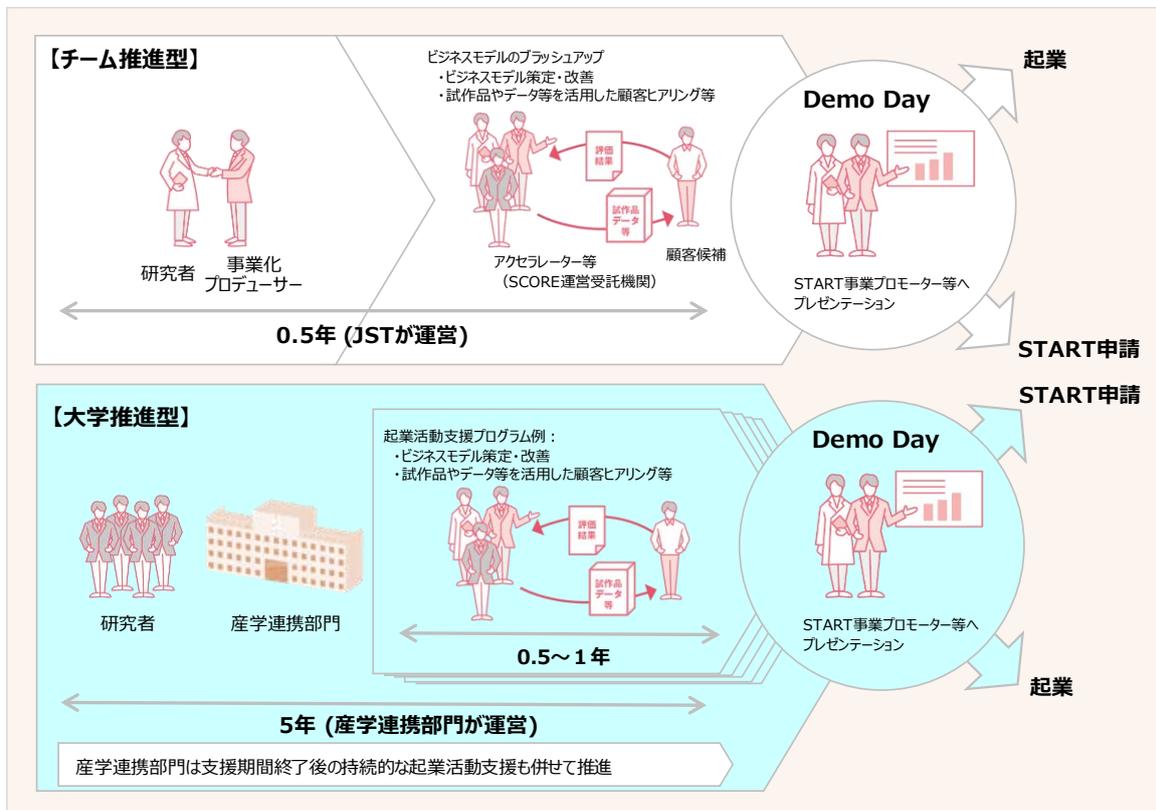
改訂日	改訂内容
2020年3月9日	初版発行
2020年4月28日	<p>新型コロナウイルス感染症に係わる政府の緊急事態宣言を受け、以下の通り公募締切日程を変更（延長）</p> <p>申請締切： 6月4日（木）午前12時(正午)→6月25日（木）午前12時(正午)</p> <p><u>下線部</u>が変更箇所</p> <p>2.3 公募期間・選考スケジュール 申請締切：<u>6月25日(木) 午前12時(正午)</u>【厳守】</p> <p>選考スケジュールは以下を予定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリング審査：<u>7月中旬～下旬頃</u> ※申請数が多い場合、書類審査によりヒアリング審査対象者を決定する場合があります。 ・採択機関の決定・通知・発表：<u>8月下旬頃</u> ・プログラム開始(契約締結)：<u>10月上旬～10月中旬頃</u>

社会還元加速プログラム（SCORE）大学推進型 公募要領ポイント

(1)全体概要

SCORE では、優れた技術シーズを基にしたビジネスモデル仮説の立案、及び実践的な検証等を行い、起業や大学発新産業創出プログラム（START）への申請に繋げて社会還元の加速を支援します。SCORE は、起業活動支援を JST が実施する「チーム推進型」と JST からの支援を受けた大学の主に産学連携部門が実施する「大学推進型」があります。本公募要領は、「大学推進型」について記載しており、応募対象は大学(主に産学連携部門)となり、研究者個人は応募対象とはなりません。

「大学推進型」では、JST からの支援を受けた大学の主に産学連携部門が、学内の研究代表者の技術シーズを基にした研究開発課題の募集・選考、及び起業活動支援プログラムの運営を推進します。併せて、支援期間終了後の持続的な起業活動支援の実現に向けた取り組みも推進します。



※2021年度以降は、Demo Dayを合同（チーム推進型と大学推進型）で開催する予定です。

(2)支援期間

最長 5 年(2024 年度末まで)

(3)支援上限額

①直接経費の合計の上限：6,000 万円/年 ※間接経費は直接経費の 30%が上限となります。

②直接経費の内訳の上限：

- ・プログラム推進費：原則 3,000 万円
- ・1 研究開発課題あたりの研究開発費：原則 500 万円

(4)本公募要領での主な用語

・起業活動支援プログラム：

主に大学の産学連携部門が研究開発課題の募集・選考を行い、採択後、研究代表者等に対して、研究開発費の適切な配布、起業ノウハウ等の学習、ビジネスモデルのブラッシュアップ、想定顧客訪問サポート、個別メンタリング、等の支援をするプログラム。

・支援期間終了後の持続的な起業活動支援の実現に向けた取り組み：

GAP ファンド運用、起業活動支援プログラム、支援体制(人数、人材の確保・育成体制等)、規則整備、等の支援環境を構築・拡充する取り組み。併せて GAP ファンドの運用や支援体制の維持等に必要な資金を確保するための取り組みも推進。

・GAP ファンド：

事業化に向けて、大学の研究成果と事業化の間のギャップを埋めるため、ビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品作成、データ（実験結果、計算結果）等の整備を進めるための資金。

・研究開発課題：

研究代表者等が中心となり、事業化に向けて、ビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品作成、データ（実験結果、計算結果）等の整備を進める課題。

・主幹機関：

本プログラムを主体的に推進する国内の大学(国公立大学)。

・共同機関：

主幹機関と連携して、本プログラムを推進する国内の大学等(国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人(国立研究開発法人を含む)、地方独立行政法人)。

・総括責任者：

本プログラムの全体責任者。

・共同機関責任者：

本プログラムの共同機関の責任者。

・プログラム代表者：

本プログラムの実運用を中心的に推進する産学連携部門の方。

・プログラム共同代表者：

本プログラムの実運用について、共同機関で中心的に推進する産学連携部門の方。

・研究代表者：

研究開発課題を中心的に推進する研究者等。

・Demo Day：

事業化に向けた研究代表者等の活動成果を発表する場(ピッチ(ショートプレゼン)、ブース展示)。

目次

第 1 章 研究提案公募に当たって	8
1.1 社会還元加速プログラム（SCORE）について	8
1.1.1 SCORE の目的	8
1.1.2 事業の構成	8
1.1.3 SCORE「大学推進型」の背景と目的	9
1.1.4 START、SCORE の目指す姿	10
1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ	12
1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について	12
1.2.2 ダイバーシティの推進について	13
1.2.3 公正な研究活動を目指して	14
1.2.4 オープンアクセスおよびデータマネジメントプランについて	15
第 2 章 公募・選考	17
2.1 大学推進型の概要	17
2.2 推進体制	18
2.3 公募期間・選考スケジュール	19
2.4 支援期間	19
2.5 プログラム推進費と研究開発費（上限額）	19
2.6 採択予定機関数	19
2.7 応募要件	20
2.8 応募の制限	20
2.8.1 SCORE 大学推進型内における重複応募の制限	20
2.8.2 その他の制限	21
2.9 応募方法	21
2.9.1 申請	21
2.9.2 申請書一覧	21
2.10 SCORE 大学推進型の進め方と流れ	22
2.10.1 SCORE の管理・運営	22
2.10.2 SCORE 大学推進型の全体の進め方	22

2.10.3 SCORE 大学推進型の全体の流れ	24
2.11 選考方法	26
2.11.1 選考の流れ	26
2.11.2 利益相反マネジメントの実施	26
2.12 選考の観点	28
第 3 章 採択後の研究推進等について	30
3.1 研究計画の作成	30
3.2 委託研究契約	30
3.3 プログラム推進費と研究開発費	30
3.3.1 プログラム推進費（直接経費）と研究開発費（直接経費）	31
3.3.2 直接経費として支出できない経費の例	31
3.3.3 間接経費	32
3.3.4 複数年度契約と繰越制度について	32
3.4 評価	32
3.5 総括責任者、共同機関責任者、プログラム代表者、プログラム共同代表者の責務等	32
3.6 研究機関等の責務等	33
3.7 その他留意事項	36
3.7.1 JREC-IN Portal のご利用について	36
3.7.2 EDGE-NEXT について	36
第 4 章 応募に際しての注意事項	38
4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	38
4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置	39
4.3 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況	42
4.4 不正使用及び不正受給への対応	42
4.5 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	45
4.6 関係法令等に違反した場合の措置	45
4.7 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について	45
4.8 繰越について	46
4.9 府省共通経費取扱区分表について	46
4.10 費目間流用について	46

4.11 年度末までの研究期間の確保について	46
4.12 研究設備・機器の共用促進について	46
4.13 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	48
4.14 社会との対話・協働の推進について	49
4.15 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について	49
4.16 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について	50
4.17 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	51
4.18 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	55
4.19 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	55
4.20 e-Rad からの内閣府への情報提供等について	56
4.21 研究者情報の researchmap への登録について	56
4.22 JST からの特許出願について	56
第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について	58
5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について	58
5.2 e-Rad を利用した応募方法	58
5.3 その他	59
5.4 具体的な操作方法と注意事項	60
第 6 章 Q&A	69
【申請要件・方法等】	69
【本支援による活動等について】	71
【経費全般】	71
社会還元加速プログラム（SCORE）大学推進型 申請書様式	73

第 1 章 研究提案公募に当たって

1.1 社会還元加速プログラム (SCORE) について

1.1.1 SCORE の目的

社会還元加速プログラム (SCORE) は、大学等の優れた技術シーズ^{※1}を基にした成長ポテンシャルの高い大学等発ベンチャー^{※2}の創出を促進することを目的としています。具体的には、大学等の優れた技術シーズを基にしたビジネスモデル仮説の立案、及び実践的な検証等を行い、起業や大学発新産業創出プログラム (START) への申請に繋げて、大学の技術シーズの社会還元加速を支援します。

※1 技術シーズ：

特許 (出願中、出願予定を含む)、プログラム等をいいます。

※2 大学等発ベンチャー：

SCORE では、下記二つの条件を共に満たしている技術シーズを基に起業するベンチャーとしています。

- ・大学等の教職員が職務として開発・発明した技術シーズであること。
- ・大学等がその技術シーズの権利を有していること(大学等がその技術シーズの権利を有していなくても、ベンチャー設立後に大学に一定額 (ストックオプション等含) を寄付することを計画する場合等も含む)。

※SCORE「大学推進型」では学生(修士課程、博士課程)が開発・発明した技術シーズ含めることもできますが、学生が研究代表者となる割合は毎年全体の 20%以内とします。

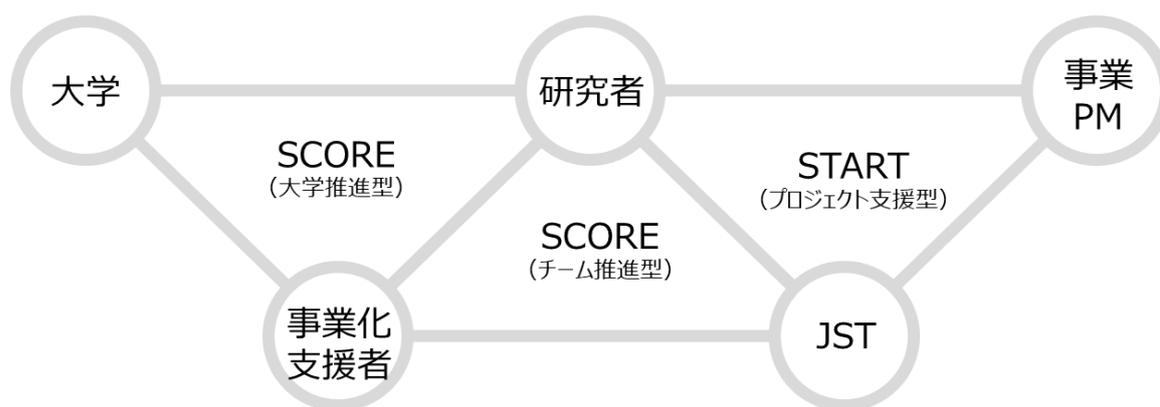
1.1.2 事業の構成

SCORE は、起業活動支援を JST が実施する「チーム推進型」と大学の主に産学連携部門が実施する「大学推進型」によって構成されています。本公募要領は、「大学推進型」について記載してあります。

「チーム推進型」では、JST が起業活動支援を推進します。具体的には、研究者と事業化プロデューサー(ビジネスモデル仮説の立案や検証活動を中心的に行う者)等が、事業化に向けて起業ノウハウ等の学習、実用検証可能な最小限の試作品やデータ(実験結果、計算結果)等の準備、想定顧客訪問等を実施します。

「大学推進型」では、JST からの支援を受けた大学の主に産学連携部門が研究開発課題の募集・選考や起業活動支援プログラムの運営を推進します。また、支援期間終了後の持続的な起業活動支援の実現を目指して、GAP ファンド運用や支援体制の維持等に必要な資金の確保を含めた中長期的な計画を立て、支援環境の整備や拡充を推進します。

START では、大学等の技術と事業化ノウハウを持った人材（事業プロモーター(事業 PM)^{※3}）等をつなぎ、ベンチャー企業の創出に向けた研究開発・事業育成を支援します。



※2 「大学発新産業創出プログラム (START)」:

大学等発ベンチャーの創出を目的とし、事業化ノウハウを持った人材（事業プロモーター）を活用し、大学等発ベンチャーの起業前段階から公的資金と民間の事業化ノウハウ等を組み合わせることにより、リスクは高いがポテンシャルの高い技術シーズに関して、事業戦略・知財戦略を構築しつつ、市場や出口を見据えて事業化を目指します。

(START 事業ホームページ: <https://www.jst.go.jp/start/>)

※3 事業プロモーター(事業 PM):

大学等の研究成果に関して、事業化に向けた研究開発・事業育成を一体的に推進するため、大学等の技術シーズに対して、効果的・効率的に事業化に向けた研究開発及び事業化支援を実施しうる事業化ノウハウを持った人材。

1.1.3 SCORE「大学推進型」の背景と目的

大学等から生まれた革新的技術による新規マーケットへの事業展開・新産業の創出を考えるにあたり、大学発ベンチャーの役割は重要です。大学発ベンチャーは、既存企業ではリスクを取り

にくい新規性の高い先進的な技術を活用した新しい事業の創出に挑戦できるため、イノベーションの担い手として期待されています。

文部科学省の「官民イノベーションプログラム」において国から出資を受けた 4 大学では、起業支援を目的とした GAP ファンドの設置や研修・支援プログラムの実施等により、大学独自の大学発ベンチャー創出支援体制の構築が進みつつあります。他方、それ以外の大学については、ほとんどの大学で GAP ファンドの設置や研修・支援プログラムの構築が進んでおらず、また独自の資金によりこれらの取組を推進している一部の大学についても、ファンドの規模や支援体制が十分とは言えないのが現状です。

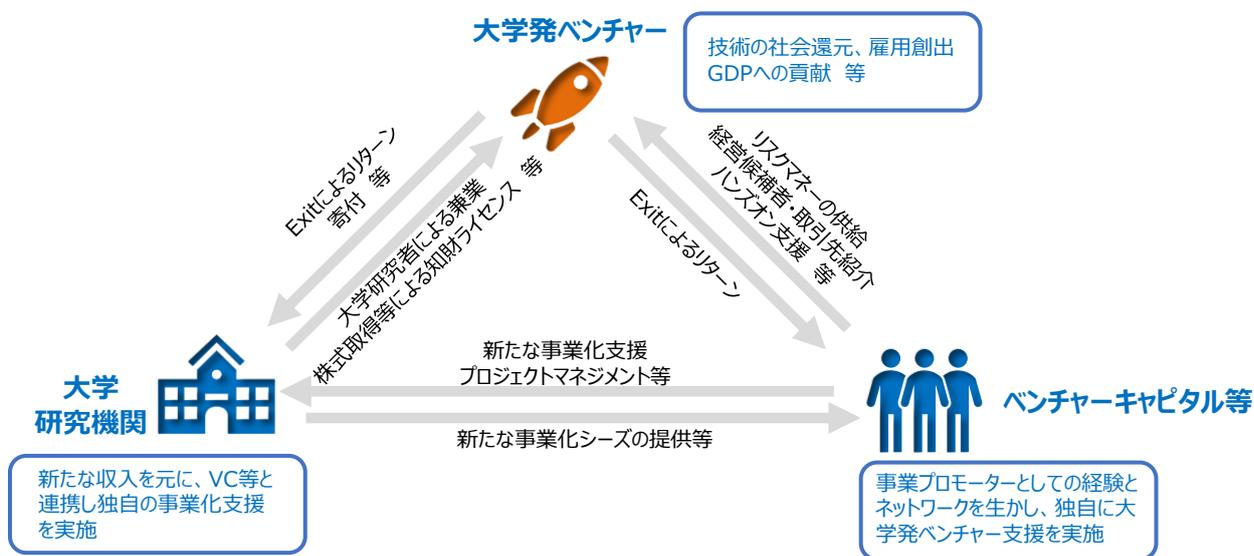
このような状況を踏まえ、SCORE「大学推進型」では、大学の自助努力により推進する起業支援の取組の促進とそのためが必要となる持続可能な起業支援体制の構築・強化を目的として、大学の主に産学連携部門における、学内の研究者等の技術シーズを基にした GAP ファンドの運用、及び起業活動支援プログラムの構築・運営を支援します。併せて、起業活動支援に関する大学組織としての中長期的な目標と計画を策定し、支援期間終了後も見据えた取組を通じて、成長ポテンシャルの高い大学発ベンチャーを持続的に創出する好循環の仕組みの構築を目指します。

1.1.4 START、SCORE の目指す姿

START、SCORE では、大学等の研究成果の社会還元を推奨するため、以下の視点を踏まえつつ、産学官に金融機関等を加えた、産学官金が連携して持続的な仕組みとしての大学等発ベンチャーの創出・成長に向けたエコシステムの構築を目指しています。

- ・大学等の革新的技術シーズを基にグローバル市場を目指す。
- ・既存企業ではリスクを負えないポテンシャルの高い技術シーズの事業化に挑戦する。
- ・シード・アーリー段階にも民間資金を呼び込むことにより、大学等の技術シーズと事業化の間に存在する研究開発の死の谷を克服する。
- ・関係者が一定のコストを負担しつつコストに見合うメリットを得ることで持続的なシステムを構築する。

【目指すエコシステム】



1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015 年 9 月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGs の 17 のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999 年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言[※]）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JST は先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGs は JST の使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JST の事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思えます。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が 21 世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

○持続可能な開発目標（SDGs）と JST の取組等については、下記のウェブサイトをご参照ください。

（和文）<https://www.jst.go.jp/sdgs/actionplan/index.html>

（英文）<https://www.jst.go.jp/sdgs/en/actionplan/index.html>



1.2.2 ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研

究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組めます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

副理事 経営企画部ダイバーシティ推進室長 渡辺 美代子

1.2.3 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

1.2.4 オープンアクセスおよびデータマネジメントプランについて

JSTでは、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成 29 年 4 月に発表しました。本方針では、研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

本事業に参加する研究者は、研究成果論文について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じ、原則として公開していただきます。また、成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、研究計画書と併せて JST に提出していただき、本計画に基づいて研究データの保存・管理・公開を実施していただきます。

詳しくは、以下をご参照ください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン

https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience.pdf

なお、JST は、記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

第 2 章 公募・選考

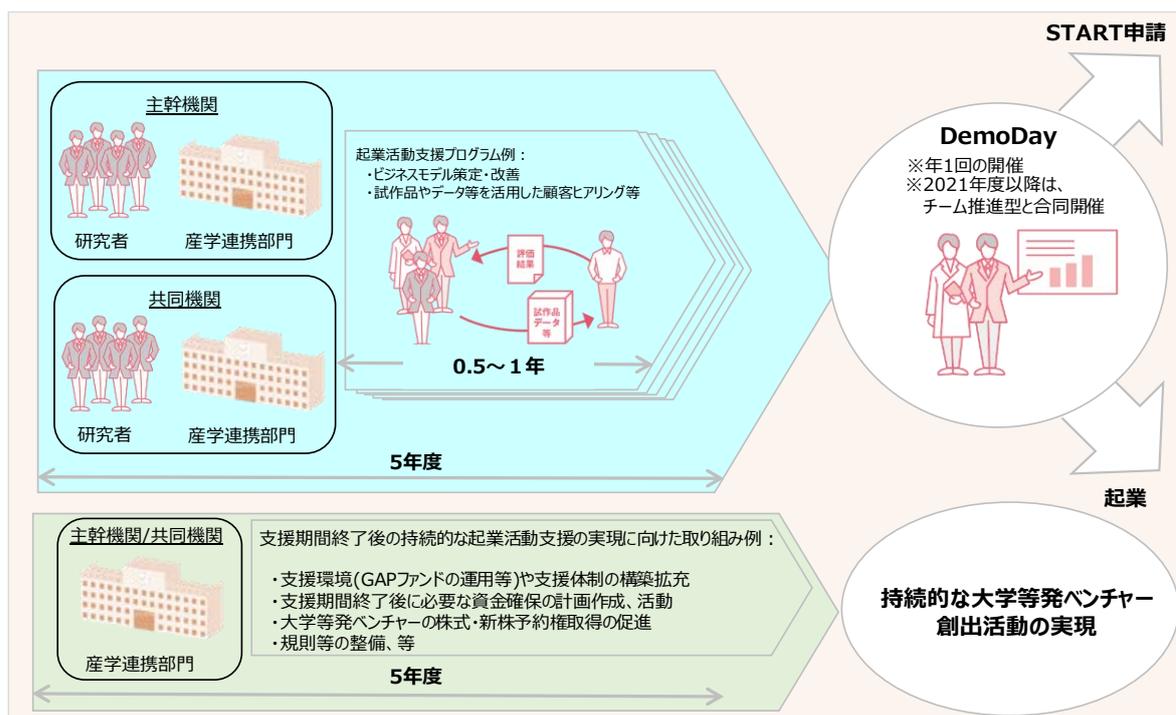
2.1 大学推進型の概要

(1) 起業活動支援プログラムの運営

大学の主に産学連携部門が、所属大学の研究者等の技術シーズを基にした起業や「大学発新産業創出プログラム (START)」の申請に向けて、起業活動の支援を推進します。産学連携部門は、大学の特色や強みを活用できるように、起業活動支援プログラムの内容を定めることとします。その際、外部協力機関や外部有識者の協力を得ることは可能ですが、大学に経験やノウハウが蓄積される仕組みを構築する必要があります。また、産学連携部門は起業活動支援プログラムの受講対象となる学内の研究代表者や研究開発課題の応募条件、選考方針等を定めて、募集・選考することとします。「大学推進型」は最長 5 年の活動期間となりますが、各研究開発課題の活動は最長 1 年間(単年度)とし、毎年第 4 四半期に開催予定の Demo Day で活動成果を発表することとします。産学連携部門は年度毎に研究開発課題の募集・選考や起業活動支援プログラムの運営を実施することとします。

(2) 支援期間終了後の持続的な起業活動支援の実現に向けた取り組み

「大学推進型」は最長 5 年の活動期間となりますが、支援期間終了後も持続的に大学発ベンチャー創出支援を実現するために、GAP ファンド運用や支援体制の維持等に必要な資金の確保を含めた中長期的な計画を立て、活動することとします。



2.2 推進体制

(1)主幹機関

本プログラムを主体的に推進する国内の大学(国公立大学)を主幹機関と呼びます。主幹機関は、本プログラムを推進するための全体の責任者として「総括責任者」、中心的に実運用を推進する「プログラム代表者」を任命することとします。「プログラム代表者」は主に産学連携部門に所属し、学内の「研究代表者」の技術シーズを基にした研究開発課題の募集、選考や起業活動支援プログラムの推進、及び支援期間終了後の持続的な起業活動支援を実現するため、GAP ファンド運用や支援体制の維持等に必要な資金の確保を含めた中長期的な計画を立て、活動を推進することとします。また、主幹機関は、共同機関と連携して本プログラムを推進することが可能です。その場合は、主幹機関と共同機関で連携して申請することとします。

※主幹機関は国内の大学(国公立大学)となります。

(2)共同機関

本プログラムを主幹機関と連携して推進する国内の大学等(国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人(国立研究開発法人を含む)、地方独立行政法人)を共同機関と呼びます。共同機関は、本プログラムを推進するための共同機関の責任者として「共同機関責任者」、共同機関で中心的に実運用を推進する「プログラム共同代表者」を任命することとします。「プログラム共同代表者」は主に産学連携部門に所属し、学内の「研究代表者」の技術シーズを基にした研究開発課題の募集、選考や起業活動支援プログラムの推進、及び支援期間終了後の持続的な起業活動支援を実現するため、GAP ファンド運用や支援体制の維持等に必要な資金の確保を含めた中長期的な計画を立て、活動を推進することとします。

(3)主幹機関と共同機関の共同申請

主幹機関は、共同機関と連携して本プログラムを推進することが可能です。その場合、主幹機関と共同機関で連携して申請することとします。

起業活動支援プログラムでは、主幹機関と共同機関は連携して推進することとします。支援期間終了後の持続的な起業活動支援の実現に向けた取り組みでは、主幹機関と共同機関は単独、または連携して推進することとします。

2.3 公募期間・選考スケジュール

申請締切：6月25日(木) 午前12時(正午) 【厳守】

選考スケジュールは以下を予定しています。

- ・ヒアリング審査：7月中旬～下旬頃
※申請数が多い場合、書類審査によりヒアリング審査対象者を決定する場合があります。
- ・採択機関の決定・通知・発表：8月下旬頃
- ・プログラム開始(契約締結)：10月上旬～10月中旬頃

2.4 支援期間

最長5年(2024年度末まで)

2.5 プログラム推進費と研究開発費（上限額）

以下の(1)(2)を共に満たす必要があります。

(1) プログラム推進費と研究開発費の直接経費の合計上限：6,000万円/年

※間接経費は直接経費の30%が上限となります。

(2)直接経費の内訳上限

- ・プログラム推進費：原則3,000万円
- ・1研究開発課題あたりの研究開発費：原則500万円

※プログラム推進費：

主に産学連携部門が起業活動支援プログラムの推進のために使用する費用。

例：支援人材の人件費、外部有識者への謝金、旅費、起業活動支援プログラムの外注費

※研究開発費：

研究代表者がビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品作成、データ(実験結果、計算結果)等の整備を進めるための費用

2.6 採択予定機関数

3機関程度を予定。

2.7 応募要件

以下の(1)～(3) を全て満たしていることが応募要件となります。

※主幹機関単独での応募は可能です。

(1)主幹機関は、国内の国公立大学とします。

共同機関は、国内の国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人とします。

(2)主幹機関、共同機関は、起業活動支援プログラムにて、所属する研究代表者（研究者、または学生(修士課程、博士課程)）の技術シーズを基にした研究開発課題を年間合計 5 件以上運営することが可能なこと。

※「1.1.4 START、SCORE の目指す姿」の達成に向けて、主幹機関、共同機関は事業化に挑戦できる技術シーズを一定数以上保有している必要があります。

※研究代表者としての学生(修士課程、博士課程)の割合は毎年 20%以内とすること。また、学部生は研究代表者となることはできません。

(3)主幹機関、共同機関は支援期間終了後の持続的な起業活動支援を実現するため、資金確保を含めた中長期的な計画を立て、取り組むことが可能なこと。

また、START 事業、SCORE 事業における研究代表者の重複応募の制限については、「2.10.2 SCORE 大学推進型の全体の進め方」に記載がありますので、ご参照下さい。

2.8 応募の制限

2.8.1 SCORE 大学推進型内における重複応募の制限

SCORE 大学推進型内において、以下の通り重複応募についての制限を予め明確化しています。本節において記載のない JST 内外の他事業につきましても、不合理な重複ないし過度の集中に該当すると個別に判断される場合には、一定の措置を行うことがあります。詳しくは、「4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」をご参照ください。

(1)機関は主幹機関、または共同機関として、1 件のみ申請が可能です。

- ・機関は主幹機関として、同時に複数件申請できません。
- ・機関は共同機関として、同時に複数件申請できません。
- ・機関は同時に、主幹機関と共同機関に申請できません。

(2)機関が主幹機関、または共同機関として採択された場合、その後、主幹機関、または共同機関

として新たに申請はできません。

- ・機関は主幹機関として採択された場合、その後、主幹機関、または共同機関として新たに申請はできません。
- ・機関は共同機関として採択された場合、その後、主幹機関、または共同機関として新たに申請はできません。

また、START 事業、SCORE 事業における研究代表者の重複応募の制限については、「2.9.2 SCORE 大学推進型の全体の進め方」に記載がありますので、ご参照下さい。

2.8.2 その他の制限

文部科学省の「官民イノベーションプログラム」において国から出資を受けた 4 大学は応募することができません。※ただし 4 大学との起業支援のネットワークやノウハウ共有は推奨します。

2.9 応募方法

2.9.1 申請

申請は e-Rad を用いて、プログラム代表者、及び、主幹機関の「事務代表者」により行っていただきます。当該システムの使用に当たっては、研究機関の事前登録が必要となります。申請にあたり、①e-Rad を用いた Web 上での入力、②e-Rad を用いた電子媒体の様式のアップロードの 2 つの作業が必要です。e-Rad を利用した応募書類の作成・提出方法等の詳細は「5. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) による応募方法について」をご参照ください。

2.9.2 申請書一覧

- ①申請様式 1：申請書 (word ファイル)
- ②申請様式 2：予算計画書 (excel ファイル)

※①②を PDF 形式で 1 つのファイルに結合し、サイズは合計 10 MB 以下とすること。

下図の e-Rad 申請画面の「参照」ボタンによりファイルを選択し、「アップロード」ボタンをクリックしてください。(下図の e-Rad 申請画面の前後の操作は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法について」をご確認ください)

名称	形式	サイズ	ファイル名
応募情報ファイル	[pdf]	10MB	

参照 クリア 削除

↑ アップロード

2.10 SCORE 大学推進型の進め方と流れ

2.10.1 SCORE の管理・運営

- (1) 本プログラムでは、JST が競争的資金制度としてプログラムを適正かつ円滑に実施するために、プログラムディレクター（以下、「PD」という）及びプログラムオフィサー（以下、「PO」という）を定めます。
- (2) PD は、本プログラム全体の方針や運営等を統括します。
- (3) PO は、外部有識者等で構成される「SCORE 大学推進型 委員会」の委員長であり、本プログラムの運営の他、事前評価、事後評価、追跡調査等の一連の業務の遂行と取りまとめを行います。

2.10.2 SCORE 大学推進型の全体の進め方

(1) 起業活動支援プログラムの運営

大学の主に産学連携部門が、所属大学の技術シーズを基にした起業や「大学発新産業創出プログラム（START）」の申請に向けて、起業活動支援プログラムの運営を推進します。具体的な内容は以下を必ず含めること。また、「第 6 章 Q&A」も参照すること。

- ・ 起業活動支援プログラムの実施内容を定めること。
- ・ 毎年、所属する研究代表者（研究者、または学生(修士課程、博士課程)）の技術シーズを基にした研究開発課題の応募・選考を行い、5 件以上/年の研究開発課題に対して、起業活動支援プログラムを実施すること。※大学での選考会等に JST 担当者の参加を依頼する場合があります。
- ・ 研究開発課題の応募者情報(氏名、研究開発課題の概要)を JST に報告すること。JST で推進する「チーム推進型」との重複応募を確認するため、応募者情報が必要となります。

- ・ 起業活動支援プログラム運営の経験やノウハウが大学に蓄積される仕組みを構築すること。
- ・ 全ての研究開発課題が毎年第 4 四半期に開催予定の Demo Day で事業化に向けたビジネスモデルや研究開発成果を発表できること。また、2021 年度以降の Demo Day は「チーム推進型」と合同で開催する予定です。
- ・ 研究開発課題の研究代表者は以下の①～⑤の要件を、全て満たすこと。
 - ① 応募時点において、所属する大学の研究者、または学生(修士課程、博士課程)であり、かつ研究開発課題の核となる技術シーズの発明者である、もしくは発明に関わった者であること。なお、技術シーズとは特許(出願中、出願予定を含む)、プログラム等をいいます。但し、学生(修士課程、博士課程)の割合は毎年 20%以内とし、学部生は対象とはなりません。
 - ② 技術シーズを利用したベンチャー企業の設立、事業化等により、大学の研究成果の社会還元を目指していること。
 - ③ 技術シーズについては、本支援を通じて創出されるベンチャー企業の実施に関してその技術シーズの発明者、技術シーズが帰属する機関等(特許出願人等)の同意が得られていること。
 - ④ 大学が目指すベンチャーエコシステムの構築について、その趣旨を理解の上、貢献する意志を有すること。
 - ⑤ 学生(修士課程、博士課程)が研究代表者となる場合は、学生及び指導教員が双方署名の上、以下の項目について確認したことを示す確認書を提出していただきます。
 - 学生と所属機関が、研究成果として生じる知的財産権の取り決めについて所属機関が合意すること。※確認書の様式は、2020 年 4 月下旬に新規公開予定です。
- ・ 研究代表者の START プロジェクト支援型/SCORE「チーム推進型」/SCORE「大学推進型」における重複応募は以下の制限がありますので、研究代表者へ周知すること。
 - ① START プロジェクト支援型を実施中の研究代表者は、SCORE「チーム推進型、大学推進型」の研究開発課題に申請できません。
 - ② SCORE「チーム推進型、大学推進型」を実施中の研究代表者は、START プロジェクト支援型に申請できません。
 - ③ SCORE「チーム推進型」への研究開発課題の申請者は、同一の内容で SCORE「大学推進型」の研究開発課題に申請できません。但し、同一年度の SCORE「チーム推進型」が

不採択と判明している場合は、同一の内容で SCORE「大学推進型」への申請は可能です。

- ④ SCORE「大学推進型」の研究開発課題の申請者は、同一の内容で SCORE「チーム推進型」の研究開発課題に申請できません。但し、同一年度の SCORE「大学推進型」が不採択と判明している場合は、同一の内容で SCORE「チーム推進型」への申請は可能です。

(2) 支援期間終了後の持続的な起業活動支援の実現に向けた取り組み

支援期間終了後の持続的な起業活動支援を実現するための中長期的な計画を定め、活動を推進することとします。具体的な内容は以下を必ず含めること。

- ・ 目標とするベンチャーエコシステムを定めること。
- ・ GAP ファンド運用、起業活動支援プログラム、支援体制(人数、人材の確保・育成体制等)、規則整備、等の支援環境を構築・拡充に取り組むこと。
- ・ GAP ファンド運用や支援体制の維持等に必要な資金を確保するために中長期的な計画を立て、活動すること。
- ・ 既に GAP ファンドを運営している場合は、拡充等を進めること。
- ・ 規則等整備が不十分である場合は、整備すること。
- ・ 大学発ベンチャーの株式・新株予約権の取得を進めること。
- ・ 成長する大学発ベンチャーの創出数拡大に向けて活動すること。

2.10.3 SCORE 大学推進型の全体の流れ

初年度の流れを中心に記載しています。

(1) 申請 締切：6月 25日 (木) 正午、e-Rad により申請

- | |
|---------------------------------------|
| ・ プログラム代表者は申請書を作成し、e-Rad により申請いただきます。 |
|---------------------------------------|



(2) 審査 (ヒアリング審査は6月下旬頃)

- | |
|--|
| ・ SCORE 大学推進型 委員会により、書類審査、ヒアリング審査を行います。 |
| ・ 申請数が多い場合、書類審査により、ヒアリング審査対象者を決定する場合があります。 |
| ・ ヒアリング審査では、プログラム代表者から説明いただきます。 |
| 共同機関と連携する場合は、プログラム共同代表者も出席していただきます。 |



(3) 採択機関の決定 (7月下旬頃)

- ・委員会による審査結果を踏まえ、JST が採択を決定します。
- ・JST は主幹機関に採否を通知します。
※共同機関には主幹機関から連絡していただきます。
- ・JST のウェブサイトにて主幹機関/共同機関の機関名、プログラム代表者/プログラム共同代表者の氏名、役職等を掲載します。



(4) 研究開発計画書の作成

- ・プログラム代表者に研究開発計画書を作成いただきます。



(5) 契約 (契約締結は 8月下旬～9月上旬頃)

- ・主幹機関と JST、及び共同機関と JST の間で委託研究開発契約を締結します。
- ・当初契約では、プログラム推進費のみ、JST から支払う予定です。
※本事業の契約には、研究機関は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出が必要です。
https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm
- ※本事業の契約には、研究機関は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出が必要です。
https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm



(6) 研究開発課題の募集・選考

- ・プログラム代表者を中心に、所属大学内で研究代表者の技術シーズを基にした研究開発課題の募集・選考を実施していただきます。
- ・採択後、研究代表者は計画書を作成し、プログラム代表者が取り纏めます。
- ・学生(修士課程、博士課程)が研究代表者となる場合は、確認書を提出いただきます。
- ・研究開発費は、研究開発課題の決定後に変更契約を実施し、JST から支払う予定です。



(7) 実施

- ・ 研究開発課題に対して、起業活動支援プログラムの運営を推進します。
- ・ 支援期間終了後の持続的な起業活動支援の実現に向けた活動を推進します。
- ・ 第 4 四半期に開催予定の Demo Day で研究代表者等に事業化に向けたビジネスモデルや研究開発成果を発表いただきます。
- ・ 年度ごとに本プログラムの計画書、報告書、及び研究開発課題の計画書、報告書を提出いただきます。
- ・ 委員会による進捗確認(進捗報告会、サイトビジット、報告書)、評価(中間評価含)も適宜受けれます。



(8) 終了

- ・ プログラム代表者は完了報告書を JST に提出し、機関の担当者は契約関連の各報告書を JST に提出します。
- ・ JST は、事後評価、追跡調査を実施します。

2.11 選考方法

2.11.1 選考の流れ

「2.10.3 SCORE 大学推進型の全体の流れ」を参照ください。

2.11.2 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

(1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、申請者等に関して、下記に示す利害関係者は選考に加わりません。

- a. 申請者等と親族関係にある者。
- b. 申請者等と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業における同一部門に所属している者。
- c. 申請者等と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の

執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での共同研究者等をいい、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)

- d. 申請者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- e. 申請者等の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

(2) 総括責任者、プログラム代表者の利益相反マネジメント

総括責任者、プログラム代表者が「総括責任者、プログラム代表者に関係する機関」を共同研究開発機関とする提案を行い、「共同研究開発機関に關係する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、総括責任者、プログラム代表者の利益相反に該当する可能性があります。従って、総括責任者、プログラム代表者と「総括責任者、プログラム代表者に關係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「総括責任者、プログラム代表者に關係する機関」とは、以下のいずれかに該当する場合の共同研究開発機関をいいます。なお、a 及び b については総括責任者、プログラム代表者のみではなく、総括責任者、プログラム代表者の配偶者及び一親等内の親族（以下、「研究代表者等」と総称します。）についても同様に取り扱います。

- a. 総括責任者、プログラム代表者等の研究開発成果を基に設立した機関。
(直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。)
- b. 総括責任者、プログラム代表者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。
- c. 総括責任者、プログラム代表者が株式を保有している機関。
- d. 総括責任者、プログラム代表者が実施料収入を得ている機関。

「総括責任者、プログラム代表者に關係する機関」を共同研究開発機関とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点から委員会にて審議します。

そのため、「総括責任者、プログラム代表者に關係する機関」を共同研究開発機関とする場合、申請書にて「総括責任者、プログラム代表者に關係する機関」が共同研究開発機関に含まれてい

ることを申告してください。

なお、総括責任者、プログラム代表者の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

(3) JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を参画者の所属機関とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について委員会にて審議します。

そのため、JST の出資先企業を参画機関とする場合、提案書にて出資先企業が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については下記ウェブサイトを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本事業の公募開始日とします。当該日時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については下記ウェブサイトを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

2.12 選考の観点

審査にあたっては、提案された個別の審査項目に関する審査の観点を以下のとおりとし、評価を行う予定です。

(1) 大学発ベンチャー創出の支援プログラムの運営

- ・ 研究開発課題の目標数は現状を踏まえて意欲的であり、その根拠は明確か。
- ・ 運営スケジュールは妥当か。
- ・ 研究開発課題の募集方法、応募要件(体制含)、選考方法、選考の観点(方針)、審査体制は妥当か。
- ・ 研究開発課題への支援プログラムの内容は妥当か。
- ・ 既存の取組みとの差異は明確か。

(2) 支援期間終了後の持続的な起業活動支援の実現に向けた取り組み

以下について、現状を踏まえた上で中長期的な(10 年程度)目標を設定し、その達成に向けた意欲的な実施計画を策定しているか、またその実現性はあるか。

- ・ 大学発ベンチャー設立数
- ・ 大学の株式・新株予約権取得状況
- ・ 大学の大学発ベンチャーからの収入(知財、共同・受託研究、寄付、等)
- ・ 大学発ベンチャーの実績(IPO、M&A、出資額、等)
- ・ 支援期間終了後の持続的な起業活動支援を実現するための環境（GAP ファンド運用、起業活動支援プログラム、支援体制(人数、人材の確保・育成体制等)、規則整備、等）の整備
- ・ 支援期間終了後の持続的な起業活動支援に必要な資金を確保する取り組み

(3) 公的資金を基にした起業活動支援プログラム等との連携や切り分け

- ・ 既に実施している起業活動支援プログラム等との連携は有用か。
- ・ オープンイノベーション機構、次世代アントレプレナー育成事業(EDGE-NEXT)を実施している場合は、本申請内容との連携は有用か。
- ・ 自治体や内閣府が主導する「スタートアップ・エコシステム拠点都市」採択コンソーシアムとの連携は有用か。
- ・ 他の公的資金を元にした起業活動支援プログラムとの切り分けは明確か。

(4) 経費執行計画

- ・ 経費執行計画は適切か。

第 3 章 採択後の研究推進等について

3.1 研究計画の作成

採択後、プログラム代表者は支援期間(2024 年度末まで)の全体を通じた全体計画書し、年度毎の年次計画書を作成します。計画書には、予算執行計画や体制が含まれます。また、プログラム代表者は研究開発課題決定後、研究代表者が作成する研究開発課題の計画書も取り纏めます。

※ 計画書で定める体制および予算は、PO（プログラムオフィサー）によるマネジメント、評価の状況、本事業全体の予算状況等に応じ、支援期間の途中で見直されることがあります。

3.2 委託研究契約

- a. 研究機関の採択後、JST は研究機関との間で委託研究契約を締結します。
- b. 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では本プログラムを実施できないことがあります。詳しくは、「3.6 研究機関の責務等」(33 ページ ~) をご参照ください。
- c. 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。ただし、海外の研究機関に対しては適用されません。

3.3 プログラム推進費と研究開発費

JST は委託研究契約に基づき、プログラム推進費（直接経費）と研究開発費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、プログラム推進費と研究開発費として研究機関に支払います。

・プログラム推進費：

主に産学連携部門が起業活動支援プログラムの推進のために使用する費用。

例：支援人材の人件費、外部有識者への謝金、旅費、起業活動支援プログラムの外注費

・研究開発費：

研究代表者がビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品作成、データ（実験結果、計算結果）等の整備を進めるための費用。

3.3.1 プログラム推進費（直接経費）と研究開発費（直接経費）

プログラム推進費（直接経費）と研究開発費（直接経費）とは、プログラム推進と研究開発の実施に直接的に必要な経費であり、以下の用途に支出することができます。

- a. 物品費：新たに設備（※1）・備品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅 費：研究担当者および計画書記載の研究参加者等の旅費
- c. 人件費・謝金：産学連携部門の人件費、謝金

※大学等において運営費交付金や私学助成金等により、国から人件費を措置されている者の人件費は支出できません。

※総括責任者、共同機関責任者、プログラム代表者、プログラム共同代表者の人件費は支出できません。

※研究開発費(研究開発課題を推進する費用)では人件費(研究代表者、研究員等)を支出できません。

- d. その他：a, b, c の他、プログラム推進と研究開発を実施するための経費

※外注費としては、研究開発要素を含まず、役務仕様が予め決まっており、作業のみを外注する請負契約については直接経費での計上が認められています。

※研究開発費で執行する外注費は、原則として、各年度の直接経費の 50%以内とします。50%を超える場合は、事前に JST の承認を得ることが必要です。

※1 新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下「機器共用システム」といいます。）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「4.12 研究設備・機器の共用促進に係る事項」（46 ページ）をご参照ください。

3.3.2 直接経費として支出できない経費の例

- ・目的に合致しないもの
- ・間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの（※2）

※2 JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一

部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

3.3.3 間接経費

間接経費とは、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究費（直接経費）の 30%が措置されます。研究機関は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和元年 7 月 18 日改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

3.3.4 複数年度契約と繰越制度について

JST では、研究成果の最大化に向けた研究費のより効果的・効率的な使用および不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています（なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱いが異なる他、研究機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります）。

本プログラムでは、プログラム推進費の繰越は可能ですが、研究開発費の繰越はできません。

3.4 評価

- ・ JST は、サイトビジット、進捗報告会、報告書等による進捗確認を実施します。進捗評価の結果により、計画の見直し等を求めることがあります。また、評価結果によっては、支援期間中であっても、活動経費の増額・減額や活動の中止などの措置をとることがあります。
- ・ JST は、採択後 3 年度目に中間評価を実施します。中間評価の結果、活動の縮小や中止の措置をとることもあります。また、評価結果は公開する予定です。
- ・ JST は、事業終了年度に事後評価を実施します。また、評価結果は公開する予定です。
- ・ JST は、追跡調査を実施します。

3.5 総括責任者、共同機関責任者、プログラム代表者、プログラム共同代表者の責務等

(1) JST の研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行

する責務があります。

- a. 公募要領等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
- b. 機構の研究費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（論文の捏造、改ざん及び盗用）、研究費の不正な使用などを行わない。
- c. 参画する研究員等に対して研究開発活動における不正行為及び研究費の不正な使用を未然に防止するために機構が指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧名称 CITI） e-ラーニングプログラム）の受講について周知徹底する。詳しくは、「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

また、上記 c.項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、ご注意ください。

(2) 総括責任者

本プログラムの全体の責任者は総括責任者が務めます。起業活動支援プログラムの運営、及び支援期間終了後の持続的な起業活動支援の実現に向けた活動について、全ての責任を負います。

(3) 共同機関責任者

共同機関における起業活動支援プログラムの運営、及び支援期間終了後の持続的な起業活動支援の実現に向けた活動について、全ての責任を負います。

(4) プログラム代表者

起業活動支援プログラムの運営、及び支援期間終了後の持続的な起業活動支援の実現に向けた活動の実務を中心的に行います。

(5) プログラム共同代表者

共同機関における起業活動支援プログラムの運営、及び支援期間終了後の持続的な起業活動支援の実現に向けた活動の実務を中心的に行います。

3.6 研究機関等の責務等

研究機関は、研究(活動含)を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際し

では、研究の実施を予定している全ての研究機関（以下「【参画機関】」といいます。）から事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL をご参照ください。

https://www.jst.go.jp/contract/download/2019/2019_start_keiyakusho.pdf

※ 2020 年 4 月上旬頃に社会還元加速プログラム (SCORE) 大学推進型の契約書の雛型を新規公開予定です。

- b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定／平成 26 年 2 月 18 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文科科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.16（1）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について」（50 ページ））。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

- c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.17（1）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について」（51 ページ））。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

- d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 研究機関は、研究費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。（科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の用途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研

究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。)

- f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

- g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、研究課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究中止等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

- i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。(万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。)
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講および修了を義務付けることとしました(受講等に必要の手続き等は JST で行います)。研究機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

これに伴い JST は、当該研究者等が機構の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがっ

て研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

- k. 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- l. 委託研究費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

3.7 その他留意事項

3.7.1 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、13 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 19,000 件以上掲載しております。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご利用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、researchmap の ID、パスワードで JREC-IN Portal にログインできる他、JREC-IN Portal の履歴書、業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて、簡単にこれらの書式を作成いただけます。

3.7.2 EDGE-NEXT について

平成 29 年度から文部科学省にて次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT : Exploration and Development of Global Entrepreneurship for NEXT generation）を実施しており、5 コンソーシアム（主幹機関【東北大学、東京大学、名古屋大学、九州大学、早稲田大学】）に対して、アントレプレナー育成に係る高度なプログラム開発等、エコシステム構築に資する支援を行っています。

SCORE に参加する方は EDGE-NEXT の活用も是非ご検討ください。

- 次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT）について

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/edge/1346947.htm

- EDGE-NEXT 参加大学へのリンク

<https://www.jst.go.jp/shincho/program/edge-next.html>

第 4 章 応募に際しての注意事項

4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

プログラム代表者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の (1) ~ (2) のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法について」(58 ページ) をご参照ください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラム (eAPRIN (旧 CITI) を含む) を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合 (所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む)

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN (旧 CITI) を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN (旧 CITI) を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

b. 上記 a. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN (旧 CITI) ダイジェスト版を受講することができます。

下記 URL より受講をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1~2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していること及び受講確認書に記載されている受講確認書番号 (数字 7 桁+ARD) を申告してください。

■ 研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

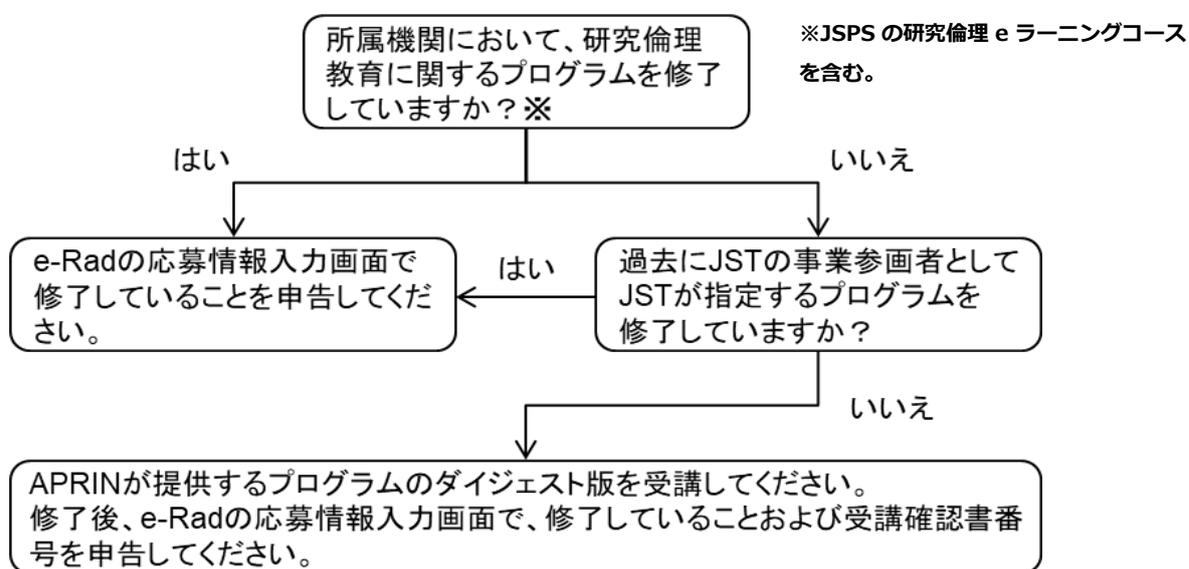
■ 公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 産学連携展開部 START 事業グループ

E-mail : score-u@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究提案者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本事業に参画する研究者等について「eAPRIN (旧 CITI)」の指定単元を受講・修了していただくことを義務づけております。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則として全ての研究参加者に「eAPRIN (旧 CITI)」の単元を受講・修了していただきます (ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する eAPRIN (旧 CITI) の単元を修了している場合を除きます)。

4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題 (競争的資金及び提案公募型研究資金 (以下「競争的資金等」といいます。)) が配分される研究の名称及びその内容をいう。) に対して、国又は独立行政法人 (国立研究開発法人含む。) の複数の競争的資金等が不必要に重ねて配分される状態

であって次のいずれかに該当する場合、本事業において選考対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」といいます。）を行うことがあります。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的資金等と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

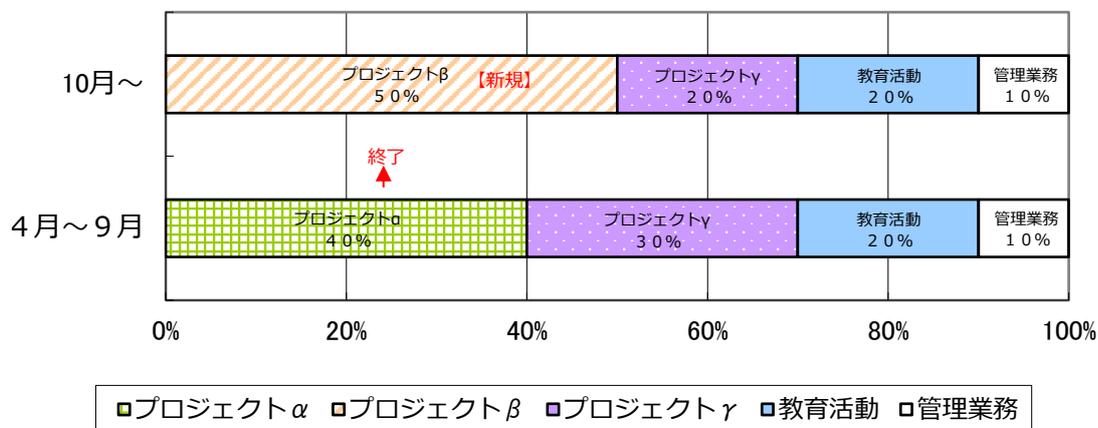
※研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

エフォートの考え方

エフォートの定義について

- 第 3 期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合」※を記載していただくことになります。
- なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切られ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



- このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率 40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率 50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が 30%から 20%に変化することになります。

※「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成 29 年 6 月 22 日改正）

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

4.3 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

不合理な重複・過度の集中排除に関する記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

4.4 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加^{※1}資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。以下「不正使用等を行った研究者」といいます。）や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※2} に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間※ 3
不正使用を行った研究者及び それに共謀した研究者 ※ 1	1 個人の利益を得るための私的流用	10 年
	2 1 以 外 ①社会への影響が大きく、行為 の悪質性も高いと判断される もの	5 年
	② ①及び③以外のもの	2～4 年
	③ 社会への影響が小さく、行 為の悪質性も低いと判断され るもの	1 年
偽りその他不正な手段により 競争的資金等を受給した研究 者及びそれに共謀した研究者		5 年
不正使用に直接関与していな いが善管注意義務に違反して 使用を行った研究者 ※ 2		善管注意義務を有する研 究者の義務違反の程度に 応じ、上限 2 年、下限 1 年

以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少
額な場合

※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※3 不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省においても原則公

表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL をご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

4.5 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度等[※]において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的資金制度等」について、2020 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、2019 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/> (競争的資金制度)

提案公募型研究資金制度については、近日公開予定

4.6 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

4.7 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに府省共通研究管理システム (e-Rad) を通じて JST に報告が必要となります (複数の競争的資金を獲得した研究機関においては、それらの競争的資金に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください)。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 又は「よくある質問と答え」

(https://qa.e-rad.go.jp/?site_domain=default) を参照してください。

4.8 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

4.9 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

https://www.jst.go.jp/contract/download/2019/2019_betten9.pdf

4.10 費目間流用について

本事業では、プログラム推進費内での費目間流用、研究開発費内での費目間流用は直接経費総額の 50%以内とします。プログラム推進費と研究開発費との間の流用はできません。

4.11 年度末までの研究期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的資金等において以下のとおり対応しています。

- (1) 研究機関及び研究者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することとし、JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

4.12 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であると

されています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下「機器共用システム」といいます。）を運用することが求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」や各国立大学において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している全学的な共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf
- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm
- 競争的資金における使用ルール等の統一について（平成 29 年 4 月 20 日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3_siyouuruu.pdf
- 「大学連携研究設備ネットワーク事業」
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

4.13 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- ・一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

- ・経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_ji_shukanri03.pdf

4.14 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、本公募に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。また、これに加えて、第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組み多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められています。このことを踏まえ、研究成果に関する市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

（参考）「第 5 期科学技術基本計画」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

4.15 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について

バイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）（<https://biosciencedbc.jp/>）は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に独立行政法人科学技術振興機構に設置されたものです。「ライフサイエンス

データベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」(平成 25 年 1 月 17 日)では、同センターが中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られる次の種類のデータおよびデータベースについて、同センターからの公開にご協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	論文発表等で公表した成果に関わるデータの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物	生命科学データベースアーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.biosciencedbc.jp/

<問い合わせ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話：03-5214-8491

e-mail: nbdc-kikaku@jst.go.jp

4.16 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

(1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」(平成 26 年 2 月 18 日改正)※¹の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以

下のウェブサイトをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、委託研究契約締結日までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、2020年4月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。また、研究活動を行わない機関及び研究活動は行わないが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

4.17 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）^{※1}を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

(2)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」(以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。)

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、委託研究契約締結日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、2020年4月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。また、研究活動を行わない機関及び研究活動は行うが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、提出は不要です。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(3)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間※	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

※ 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

4.18 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

4.19 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている

情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブサイトにおいて公開します。

4.20 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI 及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的資金に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。なお、各研究代表者やプログラム代表者の個別の研究成果情報・会計実績情報について、e-Rad に登録が難しい場合は、JST から内閣府にその情報を提供することがあります。

4.21 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

4.22 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様

式で研究者から JST に通知してください。(上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。)

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→選考→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

5.2 e-Rad を利用した応募方法

応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。

応募の流れについては、「5.4 具体的な操作方法と注意事項」を参照してください。

また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

(1) e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用に当たっては、研究機関の事前登録が必要となります。

①研究機関の登録

応募時までに e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、e-Rad ポータルサイト（以下「ポータルサイト」といいます。）から研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください。登録まで日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

②研究者情報の登録

研究機関はプログラム代表者の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを発行することが必要となります。

研究者情報の登録方法は、ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

（2）e-Rad での応募申請

e-Rad での応募に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。

＜注意事項＞

①応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。

アップロードできる申請様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 10MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に事業担当 JST 産学連携展開部 START 事業グループへ問い合わせてください。

②作成した申請様式ファイルは、PDF 形式でのみアップロード可能となっています。e-Rad には、WORD や一太郎ファイルの PDF 変換機能があります。PDF 変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用マニュアルを参照してください。

③提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。

PDF ファイルに関する注意点

- ・ PDF には、パスワードを設定しないでください。
- ・ 変換後の PDF ファイルは、必ず開いて確認してください。外字や特殊文字等を使用すると、ページ単位、ファイル単位で文字化けする恐れがあります。

（3）その他

応募書類に不備等がある場合は、選考対象とはなりませんので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。（応募書類のフォーマットは変更しないでください。）応募書類の差替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

5.3 その他

（1）e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

(2) e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは従来通り JST 事業担当にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本事業の公募ウェブサイト及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

事業に関する問い合わせ 及び応募書類の作成・提出 に関する手続き等に関する 問い合わせ	JST 産学連携展開部 START 事業グループ	E-mail : score-u@jst.go.jp ※緊急時を除き、電子メールでお願いします。 電話番号 : 03-5214-7054 受付時間 : 10:00~17:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く
e-Rad の操作方法に関する 問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0570-066-877(ナビダイヤル) 9:00~18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、 年末年始を除く

- START 事業ホームページ : <https://www.jst.go.jp/start/>
- ポータルサイト : <https://www.e-rad.go.jp/>

(3) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

5.4 具体的な操作方法と注意事項

- ・ e-Rad への情報入力、募集締切から数日以上余裕を持ってください。
e-Rad への情報入力には最低でも 60 分前後の時間がかかります。さらに締切当日は e-Rad が混雑し、著しく時間を要する恐れがありますので早期に e-Rad への入力を始めてください。
- ・ 入力情報は「一時保存」が可能です。
応募情報の入力を途中で中断し、一時保存できます。詳細は e-Rad ポータルサイト掲載の「研

研究者向けマニュアル」や「よくある質問と答え」（https://qa.e-rad.go.jp/?site_domain=default）をご参照ください。

- ・研究提案提出後でも「引き戻し」が可能です。

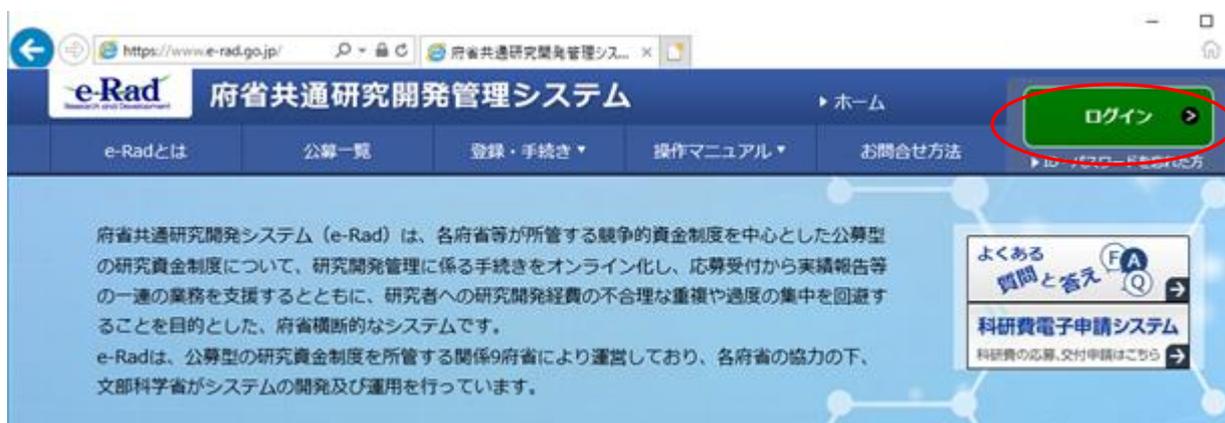
募集締切前日までは、研究者自身で研究提案を引き戻し、再編集可能です。e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」をご参照ください。ただし、募集締切当日は「引き戻し」を行わないでください（e-Rad が 混雑し、引き戻し後の再編集に著しく時間を要する恐れがあるため）。

■ 応募情報の入力

- ・申請書からの転記箇所は、指示通りの箇所をコピー・貼り付けするなどして正確に転記ください。
- ・申請書を修正した場合、e-Rad にも最終の情報が転記されているか確認ください。

【e-Rad ポータルサイト】画面 <https://www.e-rad.go.jp>

右側の「e-Rad へのログイン」をクリック



【e-Rad ログイン】画面

主幹機関の「事務代表者」のログイン ID、パスワードを入力し、ログインをクリック



【応募採択課題情報管理】画面

1. 新規応募－公開中の公募（新規応募）を選択し、「公開中の公募一覧」画面を表示
2. 検索条件に「SCORE」と入力して「検索」をクリック
3. 表示された

「START 社会還元加速プログラム（SCORE） 大学推進型 2020」の「応募する」をクリック



【応募に当たっての注意事項】画面

画面に表示される注意事項を確認の上、「承諾して応募する」をクリックする。



【応募（新規登録）】画面

- ・ 課題 ID：自動採番
- ・ 研究開発課題名：「申請様式 1」 「1. 基本情報」の「主幹機関の機関名」を転記
- ・ 一時保存中の課題を配分機関に公開する：「公開しない」を選択



・「基本情報」タブ

研究期間（開始）：2020

研究期間（終了）：2024

研究分野（主）：「研究の内容」として“その他”を選択、

「キーワード」には“起業活動支援”を記載

研究分野（副）：記入不要

研究目的：“起業活動支援プログラムの運営”と記載

研究概要：「申請様式 1」の「2. 概要、(2-2)起業活動支援プログラムの運営」に記載の内容を転記

基本情報・申請書類：該当する資料をそれぞれアップロード

・応募情報ファイル⇒「①申請様式 1、②申請様式 2」を結合した PDF ファイルをアップロード

The screenshot displays the 'Basic Information' (基本情報) tab of the application form. The 'Basic Information' section includes:

- 研究期間（西暦）** (Study Period): Start year (2020) and end year (2024).
- 研究分野(主)** (Main Field): '研究の内容' (Research Content) selected.
- キーワード** (Keywords): '起業活動支援' (Startup Activity Support) entered.
- 研究分野（副）** (Secondary Field): Set to '任意項目を表示' (Show optional items).
- 研究目的** (Research Purpose): '起業活動支援プログラムの運営' (Operation of startup activity support program).
- 研究概要** (Research Summary): Summary of the application form content.

The 'Basic Information - Application Documents' (基本情報-申請書類) section shows a table for file uploads:

名称	形式	サイズ	ファイル名
応募情報ファイル	[pdf]	10MB	[File Name]

Buttons for '参照' (Reference), 'クリア' (Clear), and '削除' (Delete) are present for the file entry. An 'アップロード' (Upload) button is at the bottom.

- ・「研究経費・研究予算」タブ：

＜研究経費項目＞「申請様式 2」をもとに各経費の希望予算額を転記

研究経費

年度ごとの経費の登録を行います。
「1. 費目ごとの上下限」を確認しながら、「2. 年度別経費内訳」を入力してください。

1. 費目ごとの上限と下限 (単位：千円)

	上限	下限
直接経費	(設定なし)	(設定なし)
間接経費	(直接経費の30%)	-

2. 年度別経費内訳 (単位：千円)

		2020年度	2021年度	2022年度	20	合計
直接経費	プログラム推進費 <small>必須</small>	<input type="text"/> 千円	<input type="text"/> 千円	<input type="text"/> 千円	<input type="text"/>	0 千円
	研究開発費 <small>必須</small>	<input type="text"/> 千円	<input type="text"/> 千円	<input type="text"/> 千円	<input type="text"/>	0 千円
	小計	0 千円	0 千円	0 千円		0 千円
間接経費	間接経費 <small>必須</small>	<input type="text"/> 千円	<input type="text"/> 千円	<input type="text"/> 千円	<input type="text"/>	0 千円
合計		0 千円	0 千円	0 千円		0 千円

研究組織

＜研究組織項目＞「申請様式 2」をもとに各経費の希望予算額を転記（初年度予算額のみ）

共同機関がある場合は、「行の追加」ボタンで欄を追加してください

研究組織

1. 申請額（初年度）の入力状況

「1. 申請額（初年度）の入力状況」を確認しながら、「2. 研究組織情報の登録」の各費目を入力してください。
ここで入力した各費目の金額の計は、上記の「研究経費」の「2. 年度別経費内訳」で入力した各費目の初年度金額と一致するように入力してください。

(単位：千円)

	初年度の申請額	研究機関ごとの金額合計	差額
直接経費	0千円	0千円	0千円
間接経費	0千円	0千円	0千円

2. 研究組織情報の登録

課題に参加するメンバーと、研究メンバーごとの研究経費初年度を入力してください。研究経費は、上の表の「研究機関ごとの金額合計」に反映されます。

行の追加 選択行の削除

研究機関を検索	研究機関コード 研究機関名	責任者情報 責任者氏名 事務代表者氏名 (漢字)	事務代表者連絡先 住所 電話番号 メールアドレス	直接経費 間接経費 (千円) <small>必須</small>	研究者 人数	閲覧・編集 権限	削除	移動
<input type="text"/>	代表機関 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX大学	(姓) ○○ (名) ○ ○○ (姓) ○○ (名) ○ ○○	東京都○○○区○○○ 番地 00-0000-0000 xxxxx@xxx.xxx.ac.jp	<input type="text"/> 千円 <input type="text"/> 千円				

行の追加 選択行の削除

研究組織内の連絡事項を登録する ▼ 任意項目を表示

- ・「個別項目」タブ：確認事項をチェック。また、プログラム代表者の氏名、フリガナ、e Rad 研究者番号、所属・役職を記載

基本情報	研究経費・研究組織	個別項目	応募・受入状況
<p>【確認】「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)の内容を理解し、遵守することを誓約しますか。</p> <p>必須 <input type="radio"/> 内容を理解し、遵守することを誓約します。</p>			
<p>【確認】「研究機関における公的研究員の管理・監督のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正)の内容を理解し、遵守することを誓約しますか。</p> <p>必須 <input type="radio"/> 不正行為並びに不正使用を行わないことを誓約します。</p>			
<p>【確認】本研究提案が採択された場合、研究活動の不正行為(虚偽、改ざん及び盗用)並びに研究員の不正使用を行わないことを誓約しますか。</p> <p>必須 <input type="radio"/> 不正行為並びに不正使用を行わないことを誓約します。</p>			
<p>【確認】本研究提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないことを誓約しますか。</p> <p>必須 <input type="radio"/> 不正行為が行われていないことを誓約します。</p>			
<p>【確認】研究倫理に関する教育プログラムの修了状況について回答してください。(eAPRIN(IBCITI))</p> <p>必須 <input type="radio"/> 所属機関での研究倫理倫理教育に関するプログラムを修了している</p> <p><input type="radio"/> JST事業等で eAPRIN(IBCITI)を修了している</p> <p><input type="radio"/> eAPRINダイジェスト版を修了している(修了証番号を入力)</p>			
<p>【確認】eAPRINダイジェスト版を修了している場合、受講確認番号(数字7桁+ARD)を入力してください。(該当者は必須)</p> <p>_____</p>			
<p>■プログラム代表者(本プログラムの実運用を中心に推進する理学連携部門の方)</p>			
氏名		必須	_____
フリガナ		必須	_____
所属・役職		必須	_____
e-Rad研究者番号		必須	_____

全てのタブ入力後、「入力内容の確認」ボタンをクリックしてください。



【応募（入力内容の確認）】画面

入力されている内容に修正すべき箇所が存在しない場合は、内容に誤りがないことを確認した上で、「この内容で提出」ボタンをクリックしてください。



【応募の提出完了】画面

正しく提出が行われると、提出が完了すると、「応募の提出完了」というメッセージが表示されます。これで JST へ提出されたこととなります。



第6章 Q&A

【申請要件・方法等】

Q1 複数機関による共同申請は可能か。

A1 可能です。但し、共同機関も、起業活動支援プログラムの運営と支援期間終了後の持続的な起業活動支援の実現に向けた活動の双方を実施することが求められます。

Q2 海外の大学も申請は可能か。

A2 海外の大学は申請できません。主幹機関は国内の大学(国公立大学)、共同機関は国内の大学等(国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人(国立研究開発法人を含む)、地方独立行政法人)から申請が可能です。

Q3 公益財団法人は申請可能か。

A3 一般財団法人、公益財団法人、社団法人等からの申請はできません。

Q4 地方独立行政法人は申請可能か。

A4 主幹機関としての申請はできません。共同機関としての申請は可能です。

Q5 主幹機関、共同機関は共に、支援期間終了後の持続的な起業活動支援の実現に向けた取り組みをすることが必要か？

A5 必要です。また、支援期間終了後の持続的な起業活動支援をするために必要な資金を確保する取り組みも必要となります。

Q6 すでにベンチャーを起業した研究者は、研究開発課題の研究代表者となれるか。

A6 すでに起業したベンチャー企業への技術移転が目的であれば本制度の趣旨と異なり、研究代表者とはなれません。ただし、応募の要件を満たす限りにおいて申請は可能であり、既に立ち上げたベンチャーにて研究開発を行うことができない合理的な理由を明確に提示いただくことが必要です。詳細は機関の選考の観点等で検討してください。

Q7 学生は、研究開発課題の研究代表者となれるか。

A7 修士課程、博士課程の学生は研究代表者となることが可能です。但し、研究代表者としての学

生(修士課程、博士課程)の割合は毎年 20%以内としてください。学部生は研究代表者となれません。また、学生(修士課程、博士課程)が研究代表者になる場合は、知的財産権の取り決めに関する確認書の提出が必要となります。

Q8 研究開発課題の研究代表者が同じ技術シーズを用いて、他の公募へ申請することは可能か。

A8 可能ですが、選考の際には、重複調査を実施します。また、「4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」等についてあらかじめご留意ください。

また、研究代表者の SATART/SCORE(チーム推進型)/SCORE(大学推進型)における重複応募制限がありますので「2.10.2 SCORE 大学推進型の全体の進め方」をご確認ください。

Q9 研究開発課題の研究代表者は SCORE(大学推進型)の活動に参画しない発明者、出願人が含まれる技術シーズ(特許)を用いることは可能か。

A9 可能ですが、事業化に妨げが無いことの確認が必要です。具体的には、他者との共願特許、その他妨げとなる知財が無いこと、そのように知財戦略を構築できることが将来起業するベンチャー企業にとって重要です。詳細は機関の選考の観点等で検討してください。

Q10 研究開発課題の研究代表者の技術シーズは、特許化前の技術でも良いか。

A10 既に特許化していることが条件ではありません。詳細は機関の選考の観点等で検討してください。

Q11 研究開発課題の研究代表者は、民間企業から大学に転籍した研究者であり、大学での技術シーズ(特許)は未取得だが、過去に行った発明で民間企業が原権利を保有する特許があり、それをもとに研究代表者として申請することは可能か。

A11 本制度は大学等発ベンチャー創出を目指すものであり、企業が保有する特許を自らの技術シーズとしての申請はできません。

Q12 申請書は直接持参して提出することは可能か。

A12 e-Rad のみで受け付けます。直接持参いただいても一切受け付けません。また、郵送や宅配便(バイク便含む)での提出も受け付けません。ただし、審査に必要な書類の追加提出をお願いする場合がありますので、その追加資料等に限り、郵送や宅配便(着払い不可)での提出を可とすることもあります。

Q13 申請書の受領書はもらえるのか。

A13 申請書は e-Rad にて申請いただきますが、「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていれば JST に申請書を提出できたことが確認できます。

Q14 申請書の書き方がわからないので、直接聞きに行ってもよいか。

A14 直接、JST にお越しいただくことは、ご遠慮ください。ご質問等については電子メールでお願いいたします。

【本支援による活動等について】

Q15 支援期間中に発明した特許の帰属はどうなるか。

A15 産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、研究機関に帰属します。また、学生(修士課程、博士課程)が研究代表者になる場合は、知的財産権の取り決めに関する確認書の提出が必要となります。

Q16 研究開発課題の研究代表者が起業することは可能か。

A16 SCORE は起業前支援なので期間内の起業は想定しておりませんので、原則、SCORE の早期卒業となります。

【経費全般】

Q17 経費の使用に関して、注意すべき点はあるか。

A17 本プログラムを遂行する場合には、研究開発費は国民の税金が原資であることを鑑み、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければなりません。また、経費の使用に際しては、事務的に以下の事項に留意して下さい。

- ・経理処理は、会計年度、流用制限などの区分管理、本プログラムとその他の事業との区分管理など、通常の商取引や商慣習とは異なります。

Q18 費目間の流用はできるか。

A18 本制度の目的に合致することを前提に、費目間流用については、JST の承認を経ずに、プログラム推進費内での費目間流用、研究開発費内での費目間流用は直接経費総額の 50%以内とし

ます。プログラム推進費と研究開発費との間の流用はできません。

Q19 間接経費は措置されるか。

A19 原則として直接経費の30%相当を直接経費とは別に間接経費として措置します。

Q20 「間接経費」とはどのようなものが該当するか。

A20 間接経費は「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和元年7月18日改正）」に則り、執行することが求められます。証拠書類の整備や期間等も含めて、具体的な用途は以下のURLにて最新の事務処理説明書等をご参照ください。 <https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

Q21 特許経費は支出できるか。

A21 本研究開発期間における研究開発成果に基づいた新規特許（新権利）の出願・登録・維持・保全・特許出願に係る弁理士への相談に必要な費用は、原則として間接経費等から支出してください。また国際特許出願についても同様ですが、権利が大学に帰属している特許については、JSTが運営する「知財活用支援制度」(※)も活用できますので、ご相談ください。

※ https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_00summary.html 参照

なお、ベンチャー企業の創出に向けた事業戦略を構築するための特許調査の費用は研究開発費から支出できます。

Q22 自機関の施設等の使用料は支出できるか。

A22 機関内の施設等の場合、基本的には、機関が管理・運営すべきものであり、当該経費を支出することは好ましくありません。ただし、本制度に専用に使用する場合、かつ機関の規定等により使用料が課せられている場合は、維持管理相当分のみ当該経費の支出について証拠書類をもとに認めます。

Q23 本事業として出席を求める研修や進捗の評価への出席等、JSTとの打ち合わせ・会議等への旅費は支出できるか。

A23 進捗の評価や研修出席等、本事業の活動と直接関係があるものには支出できます。

社会還元加速プログラム（SCORE）大学推進型 申請書様式

記入要領、記入例は削除して提出ください

(申請様式 1)

A4・25 枚以内を目安にポイントをおさえ、査読者が読みやすいように作成。適宜、図や表を活用すること。
共同機関が複数ある場合は、A4・25 枚を超えても問題ないが、冗長にならないように留意すること。

SCORE -大学推進型- 申請書

年 月 日提出

1. 基本情報

主幹機関

機関名	〇〇大学	
総括責任者	フリガナ 氏名	
	所属・役職	※所属先の所在地
	住所	
	電話番号	
	メールアドレス	
プログラム 代表者	氏名	
	所属・役職	
	住所	※所属先の所在地
	電話番号	
	電子メールアドレス	

共同機関 1

機関名	〇〇	※主幹機関以外の大学等が参画されない場合は、削除してください。
共同機関 責任者	氏名	
	所属・役職	
	住所	※所属先の所在地
	電話番号	
	メールアドレス	
プログラム 共同代表者	氏名	
	所属・役職	
	住所	※所属先の所在地
	電話番号	
	電子メールアドレス	

※共同機関が複数ある場合は、必要に応じて表を追加してください。

2. 概要

(1)実施予定期間:

2020年度 開始～〇〇年3月末日 終了予定(最長5年度)

(2)概要:

(2-1)支援期間終了後の持続的な大学発ベンチャー創出支援に向けた活動

・〇〇〇〇……

※400字以内で記載してください。

- ・支援環境(GAPファンド運用、起業活動支援プログラム、支援体制(人数、人材の確保・育成体制等)、規則整備、等)の構築・拡充について記載してください。
- ・支援期間終了後も持続的に大学発ベンチャー創出支援活動するために必要な資金確保の取り組みについて記載してください。

(2-2)起業活動支援プログラムの運営

・研究開発課題の予定数: 年度当たり〇〇件、合計□□件

起業活動支援プログラムで運営する
研究開発課題の予定数を記載してください。

・〇〇〇〇……

※400字以内で記載してください。

- ・研究開発課題の募集・選考の内容や起業活動支援プログラムの内容について記載してください。

3. 体制

(1) 推進体制

(1-1) 大学等

主幹機関: ●●大学

氏名	部署 役職	役割分担	エフォート
○○ ○○	産学連携本部 本部長	総括責任者	○%
○○ ○○	産学連携本部 教授	プログラム代表者	○%
□□ □□	産学連携本部 係長	全体調整	○%
			○%
			○%

共同機関 1: ●●大学

氏名	部署 役職	役割分担	エフォート
○○ ○○	産学連携本部 本部長	共同機関責任者	○%
○○ ○○	産学連携本部 教授	プログラム共同代表者	○%
□□ □□	産学連携本部 係長	全体調整	○%
			○%
			○%

(1-2) 外部協力機関

機関名	外部協力機関がなければ、記載は不要です。		役割分担
○○社	○○ ○○(○○)		研修講師
<p>大学等が外注等を行い、起業活動支援プログラムの協力を求める機関 ※研究開発要素を含む外注(=再委託) は禁止です。 ※外注費としては、研究開発要素を含まず、役務仕様が予め決まっており、作業のみを外注する請負契約については直接経費での計上が認められています。</p>			

(1-3) 機関の連携体制(共同機関、外部協力機関がある場合のみ)

主幹機関、共同機関、外部協力機関が連携する場合、機関連携の体制について、
 図等を用いて、記載してください。
 ※主幹機関のみの場合、記載は不要です。

4. 目指すベンチャーエコシステム

※共同機関がある場合は、個々の機関の目標についても記載してください。また、連携して進める内容については、明確に記載してください。

(1) 目指すベンチャーエコシステム

・共同機関がある場合、連携してベンチャーエコシステム構築を目指す場合は、その説明を明確に記載してください。個別にベンチャーエコシステム構築を目指す場合は、個別に記載してください。

(2) 大学発ベンチャー創出の支援環境 (GAP ファンド運用、起業活動支援プログラム、支援体制(人数、人材の確保・育成体制等)、規則整備、等)の整備

・支援終了時点

・10年後

GAP ファンドの運用については、必ず記載してください。
また、既に独自資金で GAP ファンドを運用している場合は、拡充等について記載してください。

(3) 大学発ベンチャー設立数、大学発ベンチャーへ株式・新株予約権取得数、及び大学発ベンチャーからの収入(知財、共同・受託研究、寄付)の計画

			支援終了時点	10年後
ベンチャー 設立数	(研究成果ベンチャー)	累計		
	(その他)	累計		
株式・新株予約権取得数		累計		
知財収入	(件数)	年度あたり		
	(総額)	年度あたり		
共同・ 受託研究	(件数)	年度あたり		
	(総額)	年度あたり		
寄附	(件数)	年度あたり		
	(総額)	年度あたり		

・大学発ベンチャーの定義は下記を参考にしてください。
参考: https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/start-ups/h30venturereport.pdf

(3)大学発ベンチャーへの期待

		支援終了時点	10年後
IPO (件数)	累計		
M&A (件数)	累計		
出資額 (総額)	累計		
その他 ()	累計		

5. 目指すベンチャーエコシステムの実現に向けた現状と課題

※共同機関がある場合は、共同機関についても記載してください。

(1)申請時点の実績

(1-1)大学発ベンチャー設立数と大学発ベンチャーに対する株式・新株予約権の取得状況

		申請時点(累計)
ベンチャー設立数	(研究成果ベンチャー)	
	(その他)	
株式・新株予約権取得数		

・大学発ベンチャーの定義は下記を参考にしてください。

参考: https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/start-ups/h30venturereport.pdf

p2 図表 1-1 大学発ベンチャーの定義

(1-2)大学発ベンチャーからの収入(直近5ヶ年度)

※年度あたりの件数・収入を記載してください。

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
知財収入	(件数)					
	(総額)					
共同・受託研究	(件数)					
	(総額)					
寄附	(件数)					
	(総額)					

(1-3)大学発ベンチャーの実績

※把握している範囲での累計を記載してください。

	申請時点(累計)
IPO (件数)	
M&A (件数)	
出資額 (総額)	
その他 ()	

(2)提案時点の支援環境状況

(2-1)大学発ベンチャー創出に向けた支援状況

- ・大学発ベンチャー創出に向けた支援状況(GAP ファンド運営、インキュベーション施設運営、支援プログラム運営、支援組織の体制(人数、職位、役割等)、等)について記載してください。
- ・大学発ベンチャー創出に向けた GAP ファンドを運営している場合は、必ず記載してください。

(2-2)大学発ベンチャーに関する規則等整備状況

- ・機関の規則等の整備状況の概要を記載して下さい。
- ・教員の兼業、利益相反、株式・新株予約権取得について、
規程があれば必ず概要を記載してください。

※参考

■大学による大学発ベンチャーの株式・新株予約権取得等に関する手引き

https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/start-ups/tebiki_report_rev.pdf

■大学発ベンチャーのあり方研究会報告書

https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/start-ups/houkokusho.pdf

(3)目指すベンチャーエコシステム実現に向けた申請時点の課題

6. 支援期間終了後の持続的な起業活動支援の実現するための資金確保

(1) 資金確保に向けた取り組み内容

・支援終了後の持続的な起業活動支援を実施するための財源(GAPファンド運用や支援体制の維持に必要な財源含む)をどのように確保するのか、記載してください。

(2) 収支計画

・支援終了後から10年までの起業活動支援の収支計画について記載してください。

7. 起業活動支援プログラムの実施内容

※共同機関がある場合は、共同機関との連携や役割分担についても記載してください。

(1) 支援プログラムの実施内容と体制

支援プログラムの内容とその実施体制について記載してください。

外部機関と連携する場合は、役割等を明確に記載してください。

(2) 研究開発課題の予定数とその根拠

・研究開発課題の採択予定数、及びその根拠を記載してください。

(3) 年間スケジュール

・1年度目

1年度目、及び1年度目以外のスケジュール(募集、採択、運営、等)を分かりやすく記載してください。

※1年度目は機関の応募、選考等がありますので、研究開発課題の実施期間は短縮されます。

・2年度目以降

(4) 研究開発課題の募集方法、応募要件(体制含)、選考方法、選考の観点(方針)、審査体制

・募集方法

研究開発課題の募集にあたり、事業化に資する技術シーズ探索の取組などを実施する場合は、その取組内容も記載してください。

・応募要件(体制含)

・選考方法、選考の観点(方針)、審査体制

(5) 既存の取組みとの差異

これまで機関で実施している独自の起業活動支援プログラムがある場合は、

そのプログラムと本申請内容との差異について、記載してください。

特に、新たな取組みとなるのか、既存のプログラムの拡充となるのか、明確に記載してください。

新たな取組みの場合、既存の取組みとの連携があれば、その旨を記載してください。

8. 具体的な実施計画

「4. 目指すベンチャーエコシステム」、「6. 支援期間終了後の持続的な起業活動支援に向けた取り組み」、「7. 起業活動支援プログラムの実施内容」を実現するための実施計画を記載してください。

【1年度目(2020年度)】

・達成目標:

・実施内容:

【2年度目(2021年度)】

・達成目標:

・実施内容:

【3年度目(2022年度)】

・達成目標:

・実施内容:

【4年度目(2023年度)】

・達成目標:

・実施内容:

【5年度目(2024年度)】

・達成目標:

・実施内容:

【6年度目(2025年度)～10年度目(2029年度)】

・達成目標:

・実施内容:

9. 他の公的資金による起業活動支援プログラムとの連携、切り分け

機関とし既に実施している他の公的資金を基にした起業活動支援プログラム等との切り分けや連携について記載してください。

- ・オープンイノベーション機構、次世代アントレプレナー育成事業(EDGE-NEXT)を実施している場合は、本申請内容との連携について必ず記載してください。
- ・内閣府が実施する「世界と伍するスタートアップ・エコシステム拠点都市の形成」との連携が可能な場合は、その内容を記載してください。
- ・その他の公的資金を元にした起業活動支援プログラムを実施している機関は、本申請との切り分けを明確に記載してください。

10. 利益相反マネジメントに関する検討

本プログラムを推進するに当たり、利益相反に関する懸念事項があれば、マネジメント内容も含めて記載してください。

11. プログラム代表者、プログラム共同代表者 経歴

■氏名:○○ ○○ (フリガナ)

・所属(大学・研究科・専攻等)・職名:

※一人につき、A4・1枚以内で記載してください。

・現在の業務内容:

・役割分担:

・コミットメント:

(本取組みの実施に当たっての関わり方や、各々の役割の中での力点などについて、本人が記載してください。)

・学歴・職歴・学会・社会活動等:

・産学連携活動、起業活動支援の実績・有するネットワーク等

・エフォート(予定):○%

SCORE 大学推進型 予算計画書

(申請様式2)

※必要に応じて行を追加してください。

機関名称		●●大学		※共同機関がある場合は、本シートを機関ごとに作成してください。	
予算費目		希望額 (単位:千円)	用途		
1年度目 (2020年度)	直接経費	プログラム推進費 (主に産学連携部門が起業活動支援プログラムの推進のために使用する費用)	①物品費		
			②旅費	500	近郊●千円×●回、出張●万円×●回、
				2,000	●●⇔●●、3回×2名、●●との打合せ
				1,000	XX専門家招聘旅費●万円×1回
			③人件費・謝金	5,000	1名(●●氏、起業活動支援の推進)6ヶ月相当
				5,000	XX専門家相談謝金●万円×●回
			④その他	6,000	(外注費)メンタリング業務
				500	その他(消費税相当額など)
			小計(①+②+③+④)		20,000
	研究開発費 (研究代表者がビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品作成、データ(実験結果、計算結果)等の整備を進めるための費用)	⑤	40,000	a: 研究開発課題の件数 8件 b: 研究開発費の単価 5,000千円 (a×b)を左セルに記載	
直接経費の小計(①+②+③+④+⑤)		60,000	※間接経費率は直接経費の30%以下		
間接経費		30%	18,000		
合計			78,000		

予算費目		希望額 (単位:千円)	用途		
2年度目 (2021年度)	直接経費	プログラム推進費	①物品費		
			②旅費	500	近郊●千円×●回、出張●万円×●回、
				2,000	●●⇔●●、3回×2名、●●との打合せ
				200	XX専門家招聘旅費●万円×1回
			③人件費・謝金	10,000	1名(●●氏、起業活動支援の推進)12ヶ月相当
				3,300	XX専門家相談謝金●万円×●回
			④その他	3,000	(外注費)メンタリング業務
				1,000	その他(消費税相当額など)
			小計(①+②+③+④)		20,000
	研究開発費	⑤	40,000	a: 研究開発課題の件数 8件 b: 研究開発費の単価 5,000千円 (a×b)を左セルに記載	
直接経費の小計(①+②+③+④+⑤)		60,000	※間接経費率は直接経費の30%以下		
間接経費		30%	18,000		
合計			78,000		

		予算費目		希望額 (単位:千円)	用途
3年度目 (2022年度)	直接経費	プログラム推進費	①物品費		
			②旅費		
			③人件費・謝金		
			④その他		
		小計(①+②+③+④)	0		
	研究開発費	⑤			
	直接経費の小計(①+②+③+④+⑤)			0	
間接経費		30%	0		
合計			0		

		予算費目		希望額 (単位:千円)	用途
4年度目 (2023年度)	直接経費	プログラム推進費	①物品費		
			②旅費		
			③人件費・謝金		
			④その他		
		小計(①+②+③+④)	0		
	研究開発費	⑤			
	直接経費の小計(①+②+③+④+⑤)			0	
間接経費		30%	0		
合計			0		

		予算費目		希望額 (単位:千円)	用途
5年度目 (2024年度)	直接経費	プログラム推進費	①物品費		
			②旅費		
			③人件費・謝金		
			④その他		
		小計(①+②+③+④)	0		
	研究開発費	⑤			
	直接経費の小計(①+②+③+④+⑤)			0	
間接経費		30%	0		
合計			0		

社会還元加速プログラム（SCORE）

2020年度 大学推進型 公募

【ウェブサイト】

申請書類等 <https://www.jst.go.jp/start/index.html>

【問い合わせ先】

国立研究開発法人科学技術振興機構

JST 産学連携展開部 START 事業グループ

E-mail : score-u@jst.go.jp

※緊急時を除き、電子メールでお願いします。

電話番号：03-5214-7054（受付時間：10:00～17:00）

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く